

「山鹿版プログラミング学習」指導補助及び効果検証業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

「山鹿版プログラミング学習」指導補助及び効果検証業務委託

2 委託の目的

本市では、eスポーツを活用したにぎわいづくりとして「e-City YAMAGA プロジェクト」を展開しており、世代や職業、ハンディキャップの有無等の垣根を超えた幅広い交流促進や今後さらに需要が高まるICT人材の育成を図る取り組みを行っている。

令和3年度から「e-City YAMAGA プロジェクト」の一環としてSwitchを活用したプログラミング学習を実施しており、「山鹿版プログラミング学習」を導入している小学校に対し、教職員用プログラミング学習マニュアルを活用し、授業へのスムーズな導入、教職員の負担軽減及び児童の学習理解を高めることを目的としている。

また、プログラミング学習を受けた児童にどのような影響があったのか効果測定を行うことで、普及促進及び他地域展開に繋げる。

3 委託業務の内容

(1) 山鹿版プログラミング学習指導補助

Nintendo Switch ソフト「ナビつき！つくってわかる はじめてゲームプログラミング」を使用し授業を実施。対象となる小学校と協議の上、プログラミング学習指導の補助を行うこと。なお、学習指導補助においては「山鹿版プログラミング学習マニュアル」を活用すること。

講師の選定・確保・派遣

プログラミングの授業を実施する講師は、教育機関等でプログラミング学習の授業実績があること。また、Nintendo Switchの機器を使用し授業を実施するため、操作方法を理解し、機器のエラーに対応できる者であること。

講師との連絡・事前調整

教職員用プログラミング学習マニュアルの内容確認

教職員からの質問等への対応

派遣小学校

小学校名	生徒数	クラス数	実施希望時期	派遣回数
めのだけ小学校	45名	2クラス	5月中旬～6月中旬	2回
三玉小学校	37名	1クラス	5月中旬～6月中旬	2回
山鹿小学校	143名	4クラス	6月中旬～7月中旬	8回
大道小学校	41名	3クラス	6月中旬～7月中旬	6回
菊鹿小学校	30名	1クラス	10月中旬～11月中旬	2回
鹿本小学校	61名	2クラス	11月中旬～12月中旬	4回

指導内容は1クラスあたり90分1コマとし、各クラス2コマ実施。めのだけ小学校

は、2クラス合同で授業を実施するものとする。

児童人数は、変動する場合がある。

【山鹿市備品】

- ・ 鹿本小学校内に Nintendo Switch 本体（ネオンブルー・ネオンレッド）90台
- ・ ナビつき！つくってわかる はじめてゲームプログラミング 90本 を配備済み
- ・ 大型モニター

（２）山鹿版プログラミング学習効果検証

民間企業が持つ実績、専門的なノウハウや技術を用いて、山鹿版プログラミング学習の効果検証を行うこと。

アンケートの作成、集計、分析、まとめ

ア 対象者

山鹿市内全小学校の小学6年生、令和3年～令和6年度の山鹿版プログラミング学習を実施した小学6年生

- ・ 令和7年度山鹿版プログラミング学習の授業を受けた児童と令和7年度山鹿版プログラミング学習の授業を受けていない児童との比較
- ・ 令和4～令和6年度に山鹿版プログラミング学習の授業を受けた児童のITへの興味・関心及び進路調査等

イ 回答方法

アンケートフォームを活用（市用意）

市が利用している LoGo フォームを使用

学校への依頼は市が実施する。

ウ アンケート内容

- ・ アンケート内容を作成する前と提案内容を基に、委託者及び市教育委員会、総合戦略課との打合せの場を設けること。
- ・ 児童の行動・意識等の変化が分かる設問とし、提案すること。
- ・ 授業を受けた児童と授業を受けていない児童とでも比較できるよう設問内容を工夫すること。
- ・ 委託者及び市教育委員会との協議により最終的なアンケート内容を決定する。

エ 集計方法

LoGo フォームデータ（エクセル表）を委託者に提供する。

オ 分析方法

アンケート結果（LoGo フォームエクセルデータ）を基に、分析方法を提案すること。

カ 分析結果

分析結果を対外的に示せるよう、根拠を明確とした内容とすること。また、分かりやすいようグラフ等を活用し、資料を作成すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

5 成果品

業務委託完了にあたっては、次の内容を含む業務完了報告書を提出すること。

山鹿版プログラミング学習指導補助

- ・授業内容
- ・各小学校の授業風景
- ・各小学校に対する講師のコメント等
- ・その他授業で使用した資料

山鹿版プログラミング学習効果検証

- ・分析結果、考察（グラフ等を用いて、分かりやすくすること。）
- ・分析までのスキームが分かる資料

6 著作権等

- ・本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者（山鹿市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。当該業務委託終了、又は解除された後においても同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、十分注意を払うとともに、市の指示に従うものとする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・委託業務により作成した成果物及び新たに撮影した画像の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、山鹿市に帰属する。
- ・使用する映像（写真を含む。）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。

7 留意事項等

- ・事業の実施にあたっては、山鹿市と十分協議の上実施すること。
- ・本業務は、令和 7 年山鹿市議会 3 月定例会に上程中の予算であり、令和 7 年度予算議決後に審査及び予算執行を行うものであるため、予算が成立しない場合は未実施となること。

8 問合せ先

仕様書等について、質疑がある場合は、下記担当まで、メールにて提出すること。

【問合せ先】

山鹿市役所総合戦略課プロジェクト推進係

TEL:0968-43-1112

Email: sosen@city.yamaga.kumamoto.jp